

中院通冬とその時代

——南北朝動乱に翻弄された一北朝公家——

森*

茂

暁

目次

- 一 はじめに
- 二 中院家とは
- 三 鎌倉後期の中院通冬
 - ① 検非違使別当となるまで
 - ② 検非違使別当時代

四 建武政権下の中院通冬

五 南北朝期の中院通冬

①北朝時代

(i) 転機の到来

(ii) 武家政権との関係

(iii) 公家政権との関係

(iv) 久我家との関係

②南朝時代

(i) 南朝への転身の契機

(ii) 南朝時代

(iii) 「新待賢門院七七忌御願文」

③北朝への復帰とその後

(i) 北朝への復帰の契機

(ii) 復帰後の動向

六 おわりに — 中院通冬を通して知られること —

〈付録〉

中院通冬略年表 村上源氏系図

一 はじめに

今日の南北朝時代についての研究、とりわけ政治史や軍事史の方面についての研究は、その広さと深さの両面において、ひとところに比べて格段の進歩を遂げた。この時代の歴史的な特質がさまざまに解明され、なおも諸分野においてめざましい進展を刻しているといつて過言ではない。南北朝時代の最大の特徴は、それが時代の大きな変り目であることである。今更いうまでもないが、この時代を境として日本の歴史は大きく変わった。その変革期を理解するためのキーワードの一つが、「対立」であることもまたいうまでもない。この「対立」は、公家や武家といった当時の支配的階層、およびこれに連なる社会階層にとつては、その様態はさまざまであれ、不可避の社会的現象であった。

一口に「対立」と言っても、その中味には、深刻かつ長期的なものから逆に便宜かつ一時的なものまで幅広いものがあつたはずである。しかし南北朝の「対立」については、これまで『太平記卷二二』の後醍醐天皇臨終の場面で語られる著名な、「…玉骨はたとひ南山の苔に埋もるとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ」という後醍醐の悲壮

な遺言に引きずられて、おしなべて厳しいタイプのそれとみなしてきたように思う。

公家社会にとって南北朝時代が艱難辛苦の六〇年であったことを直截に示す史料記事として、以下のようなものがある。一つは、南北朝時代の北朝公家洞院公賢の日記『園太暦』文和四年（一三五五）四月一六日条にみえるもので（公賢ときに前太政大臣、六五歳）、「家門頗る不快」をかこつ前関白一条経通から届いた書状のなかの一節である。

〔史料1〕⁽¹⁾

凡西朝相撑之時節、諸家之安否可任天命之条雖勿論候、当座辛酸頗難堪忍候、

ここには、南北両朝対立して諸家がしのぎを削るという当時の社会状況のなかでは、家門の安否は天命に任せるしかないという一条経通の諦観と慨嘆が表現されている。もう一つは、室町時代の公家万里小路時房の日記『建内記』嘉吉元年（一四四一）九月一七日条にみえるもので、左衛門督三条実雅のもとを訪問した時房が、当時の社会情勢のなかで諸家所領を順調に経営することの困難さを実雅に対して「密々」に語る場面に登場する。

〔史料2〕⁽²⁾

近日諸家所領違乱事、所驚存也、元弘・建武大乱已来庄園、或不知行、或半済、或代官職競望、致少分之沙汰、其内猶不済・未済等、近年之作法如此、而適無為之地、今又違乱無勿躰次第也、諸家半者参南朝削跡了、相残人々家領如此之間、追日衰微、朝用闕如之基、歎而有余哉、

時房の述懐は、南北朝内乱の始点ともいうべき「元弘・建武之大乱」までさかのぼり、諸家領経営の困難さは、元弘・建武から打ちつづく長くて熾烈な内乱と、これに伴う社会変動に起因しているとの認識に立つものであった。南北朝時代の終結からすでに半世紀も経過した一五世紀半ばの時期に、万里小路時房は往時の南北朝時代を総括したわけである。

しかしこうしたハードの側面がある反面、南北の間をかなり自由に往来するいわばソフトの側面のあったことを見逃してはならない。いわば「進退不落居」(『後愚昧記』貞治二年閏正月二五日条)と称すべき公家たちは少なくともかつたはずであるけれども、その生涯を見通すに足る史料を残している公家はいえれば決して多くはない。その意味において本稿で取り上げる中院通冬なかのいしのみちふゆは、こうした公家の典型的な事例であるとともに、その足跡を知るための史料をわりと多く残している点で希有の存在といえる。通冬を通して当時の公家たちの動向を伺おうとする所以である。⁽³⁾

なお、中院通冬の日記として『中院一品記』がある(原本・写本。原本は主として東京大学史料編纂所の所蔵)。この名は通冬が従一位に叙せられたことによるが、現在は散逸して本来の完全形を知ることができない。現存する記事は、建武三年(一二三二)から貞和五年(一二三九)までの足かけ一四年にわたり(通冬の年令は二二―三五歳)、この間欠落分も少なくない。この日記の最大の特徴は、公家日記の残存が極端に少ない南北朝時代初頭期の記事を多く含み、この時期の公武社会の動向をうかがうための重要史料であることである。

二 中院家とは

九五二

末尾に付した村上源氏系図にみるように、通冬が属する中院家とは、村上天皇の皇子具平親王より出た村上源氏で、内大臣通親の子通方を始祖とする堂上公家。鎌倉時代以降、大臣家の一として朝廷内で重きをなし、二代通成・四代通重・五代通顕・八代通守などは勅撰集に入集するほどの有力歌人でもあった。⁽⁴⁾しかしながら、当の六代通冬が勅撰集に入集した形跡はない。⁽⁵⁾

中院家の歴史にとって最大の出来事は、後嵯峨天皇（諱は邦仁）の踐祚であった。後嵯峨天皇の登場のいきさつについては『神皇正統記』に詳しい。⁽⁶⁾中院通方と天皇家との血縁関係については、通方の姉在子（承明門院）が後鳥羽天皇の後宮であり、姪通子が土御門天皇妃で邦仁親王の母という間柄であったが、何といても中院家にとっての最大の僥倖は、通方没の暦仁元年（一二三八）二月より三年ほど後の仁治三年（一二四二）一月、中院家が承久の乱のち扶養・後見していた不遇の土御門天皇の皇子たちのなかの一人、邦仁が大方の予想に反して天皇の座に就いたことであった（即ち後嵯峨天皇）。この偶然的な幸運に恵まれて中院家は俄然家運を上向かせるのである。

村上源氏の一流たる中院家の同門には、通方以外の他の兄弟たちがそれぞれに起こした家々、たとえば土御門、堀川、久我⁽⁷⁾、後土御門などの諸家があった。なかでも鎌倉―南北朝期にあつてもっとも隆盛を誇ったのは通光に始まる久我家であるが、通親から枝分れしたこれらの諸家は、大きな時代の潮流に身を任せつつ、それぞれに特徴的な足跡

を歴史に刻していった。

中院家は通方の嫡子通成の子孫によって継がれるが、通成の弟雅家は分家して北畠家を起こし、その一流からは後醍醐天皇―南朝に關係の深い北畠親房が出て、その子息たちとともに南朝勢力の有力な支柱をなすこととなる。

この他、鎌倉後期から南北朝期にかけて活躍した中院家出身の人物として特筆すべきは、鎌倉最末期後醍醐天皇に代わって討幕活動を牽引した皇子護良親王（大塔宮）の側近として、元弘三年（一三三三）前半には同親王令旨を奉じ、また同年後半には九州武士よりの着到状に証判を加えた中院定平、室町幕府の内紛たる観応擾乱の最終場面に現出した、半年に満たない南朝による京都制圧（正平の一統）において、南朝天皇後村上の特使として京都の幕府との交渉に活躍した中院具忠、さらに南北朝期九州支配に従事した懷良親王（征西將軍宮）の側近として活動した中院義定などである。このように、動乱期の中院家には政治的な立場を越えてさまざまな活動の跡を残した人物たちが少なからずおり、彼らは中院家の族的特質を考へる場合、興味深い素材を提供してくれる。

(7)

三 鎌倉後期の中院通冬

九五四

① 検非違使別当となるまで

中院通冬が初めて同時代史料に現れるのは「花園天皇日記」元徳元年（一三二九）二月二十八日条であり、この日行われた量仁親王（のちの光厳天皇）の加冠（元服）の礼において通冬が供奉の公卿の一人として登場する。そこで通冬は「三位中将通冬」と表記されているが、この時の通冬の年齢は、「後愚昧記」（三条公忠の日記）貞治二年（一三六三）閏正月二十五日条によってその生年が正和四年（一三一五）とみなされるので、一五歳ということになる。¹¹

元徳元年前後の通冬の官歴については、公卿の官位簿というべき「公卿補任」によって次のように整理される。¹²

正和五年（一三一六）正月五日、叙爵（従五位下）／同年閏一〇月四日、従五位上／文保二年（一三一八）三月二十五日、正五位下／元亨二年（一三三二）二月二十五日、左少将／同四年正月五日、従四位下／正中三年（一一三二六）三月八日、転左中将／嘉暦二年（一三二七）七月一六日、正四位下

こののち、右にみた「花園天皇日記」元徳元年二月二十八日条での登場以前の所見として、元徳元年正月五日に非参議・従三位（左中将如元）に叙されたこと、同年六月二十八日には右中将に転じたこと、がある。¹³ さらにその後の通冬の官歴を辿ってみよう。元徳二年（一三三〇）二月一日に右中将のまま参議に列した通冬は、翌元徳三年（八

（月九日に元弘と改元）正月五日には正三位に昇叙、齡一七にして正式に参議・正三位の地位に格付けされ、公卿としての登竜門に到達した。

これまでの通冬の官歴をみると、昇進の時期はほぼ後醍醐天皇の治世と重なっており、おおまかにみると通冬は後醍醐天皇とともにあったといえよう。ただ通冬の父通顕の動向を「花園天皇日記」等当時の記録にみると、必ずしも後醍醐一辺倒とはいえないので、幼時の通冬の政治的環境はその家門の特質を反映して、特に一党一派に偏しなかったものとみたい。

しかしその通冬の身边にまもなく事変が生起する。ちょうどこの年元弘元年八月に起こった後醍醐天皇による第二次の討幕クーデター、いわゆる元弘の変である。決起したもののその後の展開は後醍醐に利なく、本拠笠置山はまもなく落城、同九月末には後醍醐は捕われ、翌二年三月の隠岐配流へとつながってゆく。

② 檢非違使別当時代

こういうとき、通冬は初めて政治との本格的な関わりを有することになる。後醍醐の笠置出奔後の元弘元年（一三三二）九月二〇日鎌倉幕府の支持を得て踐祚した光厳天皇のもと、まもなくの一〇月五日に行われた朝儀としての小除目で、通冬は「左衛門督」に任じられ、あわせて「檢非違使別当」（以下、使別当と略称）に補された¹⁵。檢非違使

序とは洛中の治安警察と所領訴訟を担当する朝廷の機関であり、洛中に制度的な拠点をもつ公家政権にとってはまさに屋台骨というべき役所であった。その役所の長官が使别当であるから、その任務は決して軽いものではない。翌元弘二年三月一二日には参議から権中納言に昇進する。⁽¹⁶⁾

通冬の使别当は、やがて鎌倉幕府倒壊の直前、隠岐から伯耆に脱出した後醍醐天皇によって解かれるわけであるが、その典拠は次に示す「公卿補任」(正慶二年・元弘三年)の記事である。

〔史料3〕⁽¹⁷⁾

権中納言 正二位

中院源通冬

(元弘三年)
五月十七日復本職。

止左衛門督・使别当・春宮権大夫。

右史料にみる「五月十七日」とは、「伯州詔命」つまり在伯耆の後醍醐天皇の朝廷人事に関する命令が出された日であるから、通冬の使别当解任が後醍醐の意志によつてなされたことは疑いない。つまり光厳朝下での通冬の使别当在任は、元弘年一〇月五日より元弘三年五月一七日までの一年半余りの間ということになる。通冬ときに、一七〜一九歳。

では、次に通冬の使别当としての活動を具体的にみてみよう。しかし関係史料をほとんど集めることはできず、管見に及んだ関係史料としてはわずかに以下の二点にすぎない。

〔史料4〕⁽¹⁸⁾

使序廻

知足院地事、

源氏女雑掌 奉

知足院中将入道後室雑掌

右、来十二日評定可有其沙汰、各帶文書正文、如法辰一点可令參決、且源氏女所進事書・具書如此、可被存知

之状、依 (中院通冬) 別当宣、所廻如件、

正慶元年九月五日

〔史料5〕¹⁹⁾

証円申、兵庫嶋升米事、官人章香状(中取)副具如此、子細見状之状如件、

九月五日 (正慶元年) 左衛門督通冬 (中院)

伯殿 (資雜王)

このうち〔史料4〕は、知足院（もと平安末期の関白藤原忠実の隠居寺。今の京都市北区紫竹東栗栖町の常徳寺か）の地をめぐる源氏女雑掌と知足院中将入道後室雑掌を当事者とする訴訟において、来る一二日に使庁評定を行うので、辰一点（午前八時）きっかりに文書正文を持って参決するようにと、双方に使庁が出廷を告知する廻文（かいぶん回覧状）である。先に源氏女雑掌のほうに回された模様で、了解のサインである「奉」（うけたまわる）の文字が書き付けられている。また「源氏女所進事書・具書如此」とあるところをみると、あとに回された知足院中将入道後室雑掌には源

中院通冬とその時代（森）

九五七

氏女雜掌から提出された関係文書に目を通しておくように使庁から指示されていることもわかる。結びの「依 別当 宣」の箇所から、この指示が使別当中院通冬から発せられたことが知られるのである。

また〔史料5〕は、撰津国兵庫嶋升米をめぐる証円（醍醐寺僧カ）と鷲林寺（撰津カ）僧等との間の訴訟において、使庁官人中原章香の九月五日請文（具書案にみえる）を添付して「伯殿」（神祇伯資継王カ）に宛てた使別当中院通冬の文書である。兵庫嶋升米をめぐる本訴訟については若干の関係史料が『醍醐寺文書一』に収められており、訴訟自体の検討も必要かと思われるが、ここでは立ち入らない。

右に見た〔史料4・5〕によって、中院通冬が後伏見院政下²⁰における使別当として活動していた事実を確認しうる。問題はこの通冬の使別当在任がいかなる政治的意味を持ったかであるが、それまでの使別当が後醍醐親政下にあつて同天皇の反幕府的な政治志向を強力に反映した動きをとっていたのに比べ、通冬にさしたる政治性・党派性を感じることとはできない。使別当の職務が治天下の京都支配と不可分であることを前述したが、鎌倉時代後期における歴代別当の使庁運営への関わり具合を具体的に検討した中井裕子の研究は、²¹「両政権（持明院統・大覚寺統）筆者注」下の別当の使庁運営姿勢の差異が窺え、大覚寺統の後醍醐政権では「別当が使庁の運営に積極的に関わっていた」の²²に対して、持明院統政権下ではそうではないと指摘している。

右の中井論文に付載された「鎌倉後期の検非違使別当一覧」は、中御門経任（文永一〇年就任）から中院通冬（元弘元年就任）に至る歴代使別当各々についてその任免時点、時の治世など必要な情報を収載して至便であるが、本稿

で取り上げる中院通冬については特に掘り下げられてはいない。この中井の指摘を援用すれば、鎌倉最末期に使別当に一年半余の間在任した中院通冬の立場は、持明院統下の使別当の一例と見なすことが可能で、使庁の運営に特に積極的に関わってはいない。一覽表をみると、祖父通重・大叔父通時・父通顕も使別当の在職歴があることが知られ、通冬の就任はこうした父祖の先例を襲ったものであつたろう。いずれにせよ、通冬が持明院統の後伏見院政下で使別当という重職に就いたことにより、持明院統に近い公家として認識されたであろうが、年齢的にも未だ二〇歳に達しない若年の通冬が巧みな政治的な手腕を持ちあわせていたとも思えないので、通冬の使別当在任に格別の強い政治性を求めることは困難であらう。

四 建武政権下の中院通冬

元弘三年（一三三三）閏二月隱岐から脱出した後醍醐天皇は、同年五月一七日の勅令によって光厳天皇朝廷の政治機構の中枢部分を総入れ替えした。通冬も〔史料3〕にみたようにその例に漏れず、「本職」に復し、左衛門督・使別当・春宮権大夫の官職を解任された。その「本職」とは、正三位・参議・右中將・備後権守であり、要するに、元弘元年九月二〇日以降の光厳朝での叙位・任官が否定され、もとの後醍醐朝での官位に戻された格好である。

光厳朝時代の権中納言から「本職」の参議に戻った通冬の、建武政権下での動きは明瞭でない。もとよりこの時期

の記録史料が殆ど残存しないという史料的問題もあるが、基本的には通冬にとって建武政権期が雌伏の時代、いわば冬の時代だったことによると思われる。わずかに通冬の官歴が伺える『公卿補任』によってみると、建武元―三年の項に、以下のようにある。

〔史料 6〕⁽²⁴⁾

参議 正三位 中院源通冬_{二十} 右中将。備後権守。十月三日喪母。不復任。^(建武元年)

前参議 正三位 中院源通冬_{二十}

〔史料 7〕⁽²⁵⁾

参議 正三位 中院源通冬 十一月廿六日還任(尊氏辞替)。同日兼任左中将。^(建武二年)

〔史料 8〕⁽²⁶⁾

参議 正三位 中院源通冬 左中将。美作権守。八月十五日辞。^(建武三年)

前参議 正三位 中院源通冬 八月十五日止三木。

これらの史料によってみると、建武元年(一三三四)一〇月三日に母の喪にあつた中院通冬は服喪のために参議を辞し、そのまま復任しなかつた。翌二年になると、足利尊氏が後醍醐に反旗を翻して天皇の勅勘をかい参議の地位を剥奪されたので、通冬はその空きポストに就き、参議に還任した。このとき通冬は左中将を兼任した。ところが、建武二年(一三三五)から翌三年にかけての後醍醐との激しい京都争奪戦に勝利した足利尊氏が、同年八月一五日に光

明天皇を擁立して北朝を建てると、通冬は後醍醐政権での参議の地位、左中将・美作権守のポストを辞した。

このようにみると、中院通冬は建武政権下にあつては、持明院統に属する公家として後醍醐による明確な排斥の対象になつたのではなく、それなりの政権よりの配慮を被りつつも積極的に政権中枢に参画することなく、むしろ隠忍自重していたと考えたほうが実態に近いと思われる。やがて北朝の成立とともに後醍醐政権を去っている点からすると、通冬はやはり本質的には持明院統に近い公家の一人であつたとみてよからう。通冬が後伏見院政下で使別当の地位にあつたにもかかわらず、後醍醐政権から微温的な待遇を受けているのは、むしろ家職上の理由も考えられるが、通冬が政治的立場を明確にせず、権力闘争の場としての政治の局面に積極的に関わらなかつたことによる。

五 南北朝期の中院通冬

①北朝時代

(i) 転機の到来

建武四年（一三三七）は二三歳の中院通冬にとって無官の一年であつた。『公卿補任』をみるとただ一箇所、以下のような記事があるのみである。

中院通冬とその時代（森）

〔史料9〕⁽²⁷⁾前参議 正三位 中院源通冬^{三十一}

建武四年に中院通冬がしかるべき地位に就いていなかったのは、室町幕府と北朝との協力関係を中軸とした政治体制が、いまだ建設途上にあつたことによる。翌建武五年（暦応元、一三三八）になると、そういう状況は克服され、新たな気運が到来し、通冬の身边状況は変貌する。関係史料をあげよう。

〔史料10〕⁽²⁸⁾

〔院宣案〕

上野国可令知行給之由、^(光厳上皇)院御気色所候也、経頭恐惶謹言、

建武五年七月廿日

^(助修寺経頭)按察使 判進上 ^(中院通冬) 三条坊門殿

この光厳上皇院宣は、中院通冬の日記「中院一品記」に写しとられたもので、『大日本史料』の綱文に「是ヨリ先キ、尊氏、武家知行ノ国衙ヲ朝廷ノ進止ニ復センコトヲ奏ス。是日、光厳上皇、中院通冬ヲシテ上野国ヲ知行セシメ給フ」とあるように、通冬への上野国返還は室町幕府と北朝との経済的政策の一環として実現したのであり、北朝が幕府の施政方針を受け入れたことによつてゐる。「中院一品記」の同箇所には、中院家と上野国との関係、建武政権による没収の経緯などについても語るところがある。右はそのくだり。

…上野国事、^(中院通冬)家君被申之処、入夜院宣到来、^(方)当国自土御門大納言通殿、五代相統重任之国也、^(後醍醐天皇)而先御代国家

草創之後、不可有相伝之由、及其沙汰之間、連々雖被歎申、替地事、如形被進之、終不被返付之処、今度及此御沙汰、自愛無極者也、

右の記事には、上野国は土御門通方より通顕（通冬父）まで五代の間継続して知行国であったのに、後醍醐天皇の建武政権の成立に際して相伝を停止してしまったこと、中院家がそのことを歎いても返付されることはなかったこと、それがこの度返付されることになって大変喜ばしいこと、などが述べられている。この一連の記事によって、中院家の経済基盤は室町幕府の経済的政策の一環として建武政権以前の状態に戻されたことを知ることができる。かくして、前参議の地位に甘んじていた中院通冬は建武五年が暦応元年に改まってまもなくの九月十九日に権中納言に昇進（時に二四歳）、同一二月二十九日には勅旨により帯剣が聴された。²⁹ こうして北朝公卿としての本格的な一歩をふみ出した通冬の身辺を探ってみよう。

(ii) 武家政権との関係

まず武家政権との関係である。この年暦応元年の九月二十八日、父通顕にあてて、将軍になったばかりの足利尊氏より一通の書状が到来する（尊氏の将軍就任は同年八月一日）。以下にこれを示す。

〔史料11〕³⁰

尾張国徳重保事、任先例、可有御管領候、恐惶謹言、

中院通冬とその時代（森）

曆応元年九月廿八日

尊氏(足利) (花押)

中院(通頭)内大臣入道殿

この足利尊氏書状は、將軍足利尊氏が尾張国徳重保（源在の名古屋市緑区鳴海町徳重）の管領を中院通頭に安堵せしめたもので、足利將軍から中院家に出された一番最初の現存文書である。この書状によって、中院家はその所領支配の安定を足利將軍の力に委ねたことが知られる。

こののちの武家政権と中院通冬との直接的關係を示す史料としては、以下の康永三年（一三四四）四月の文書がある。

〔史料12〕⁽³¹⁾

尾張国徳重保事、御相伝之由承候訖、恐々謹言、

〔康永三〕

四月廿七日

尊氏(足利) (花押)

按察大納言殿(中院通冬)

右の足利尊氏書状は〔史料11〕で安堵した尾張国徳重保の領有を再確認したもので、それは〔史料11〕の宛名中院通頭（通冬父）が康永二年（一三四三）一二月二〇日五三歳で没したことによる。通冬はこの間の曆応三年（一三四〇）一二月二〇日には按察使を兼任した。⁽³³⁾

北朝が成立して以降、家督の地位を父と交替するこの時点までの間に、中院通冬と武家政権との直接的關係を示す

文書として「中院文書」には〔史料11〕と〔史料12〕の二点しか残っておらず、細かなことはわからない。しかし、通冬が武家政権との間に緊密な信頼関係を取り結んでいたとはとてもいえない。このことは同門の久我家の場合と比較すると一目瞭然である。

(iii) 公家政権との関係

次に公家政権との関わりについてみよう。前述のように暦応元年（一三三八）九月に権中納言に昇進した通冬は、翌二年二月二日には左衛門督を兼ね、翌三年四月一日叙従二位⁽³⁴⁾。この年六月二九日、光厳上皇は通冬に以下の院宣を下した。

〔史料13〕⁽³⁶⁾

淳和院領丹波国三井庄事、止別相伝之儀、可令知行給之由、院御氣色所候也、仍執啓如件、

大藏卿 判

謹上 左衛門督殿

此院宣文章、猶追可申直也、

右の史料は、光厳上皇が淳和院領丹波三井莊を中院通冬に領知させたものであるが、通冬がすでに淳和院別当の地にあったこともあわせて知られる⁽³⁷⁾。北朝の治天下光厳上皇が通冬を殊更に冷遇したような形跡は明確には認められ

中院通冬とその時代（森）

九六五

ないが、他方通冬は現職の権中納言から権大納言へと昇進したいという希望を強く持っていたらしい。「中院一品記」の紙背文書を検討した藤原重雄の指摘によると、(暦応三年)七月一六日通冬は関白一条経通を通して大納言昇進の希望を光厳上皇に奏上するも、ただちには認められるところとならなかった。⁽³⁸⁾

こうした労が功を奏して通冬の大納言昇進の切望はやがて実現する。先述のように、暦応三年一月二〇日には按察使を兼任し、同一二月二七日には権大納言に昇任する(按察使は如元。位階は従二位。ときに二六歳)。ここに念願の大納言昇任を果たした通冬ではあったが、推測するに、通冬の満足感は十分ではなかったと思われる。そのわけは同門の久我家の存在であった。すでに六二歳に達していた久我長通はこの年一二月には太政大臣に任じられているし、その嗣子通相は一五歳で父長通と同時に権中納言に昇格した。⁽³⁹⁾村上源氏の名門中院家にとって決して家格の面で同門久我家の後塵を拝するわけにはゆかなかったからである。

この時期の中院道冬の北朝公家としての役割とある程度の存在感を伺うためのエピソードが『太平記』にみえる。通冬の『太平記』における所見はわずか二箇所にすぎないが、以下はそのうちの一つである。『太平記』は言うまでもなく南北朝の動乱を主題とした軍記物語であるが、その個々の話題のニュースソースは歴史的事実に基づくものも少なくなく、以下の話題も事実を反映しているように思う。

『太平記巻二五』には「一 天龍寺事」という一話がある。⁽⁴⁰⁾内容は「康永四年(貞和元)二成風功終テ、此寺(天龍寺)ヲ五山第二(元徳)ニ列セシカハ、惣シテハ公家之勅願寺、別而ハ武家之御祈禱所トシテ、千人之禪衆ヲ置カル。同八月二上皇臨幸ナリテ、

供養ヲ可被遂ト聞ヘシカハ」という段階になって、鎮護国家を自らの任務と自負する比叡山延暦寺が大反対して嗽訴し、天龍寺の落慶供養の挙行に横槍をいれたことである。延暦寺が提出した款状をまえに、苦慮した北朝では対応策を案出するための公卿僉議が開かれた。このときなかなかまとまらない議論のなかで、中院通冬は「山門申ス処多ト云共、肝要ハ只正法邪法論ナリ。然ラハ禪ト聖道ヲ召合セラレテ、宗論可有トコソ存候へ、是和漢ノ間ニ其例多ク候歟」と述べて、禪と聖道（天台）とで宗論（宗派間の論争）をさせてみたらどうかと提言している。この意見は最終的には採用されなかったが、ここには北朝公家社会でのオピニオンリーダーのような通冬の立場がみてとれる。村上源氏諸家の嫡流のシンボルというべき淳和奨学両院別当・源氏長者のポストをめぐる諸問題については次項で詳しくふれるが、康永四年（貞和元）についてみると、この年の正月六日三一歳の通冬はこのポストを奪還しており、ひとまずこの面では北朝公卿としてある程度の面目を保っている。

右にみるように、この時期の中院通冬の公家社会における動向を見渡してみると、決して冷遇されていたとは言えないけれども、かといって特に優遇されていたわけでもない。名譽欲が人並み以上で、上昇志向の強い通冬にとっては思うに任せない場面が多々あったに違いない。いわば「鳴かず飛ばず」の状態にあった中院家にとって、起死回生とまではゆかないまでも何らかのチャンスが到来すれば、家門の飛躍的な繁栄を期して大きく舵を切る可能性は十分にあったといつて過言ではない。

通冬にとつて最も気がかりなのは同門の久我家との間で取り沙汰される嫡庶の問題であつたことは想像に難くない。両者はまさにライバルというべき関係にあつた。先にみたように武家政権や公家政権との関係を調べるとき、中院家には関係史料がほとんど残存しておらず、詳しいことは不明といふしかない。他方久我家には『久我家文書』¹²⁾という家文書が残存しているので、久我家についてはある程度のところまでわかる。いちいち詳細を述べないが、これによつて所領の保全・安堵など家領経営において久我家が武家・公家両政権によつて手厚く庇護されていることが知られるが、翻つて、中院家がこうした面において久我家の下風に立つていたであらうことは想像に難くない。通冬がその待遇の面において両政権に不満を抱く理由として十分であらう。

ここでは中院家と久我家とが同門の嫡流の地位を競うとき、そのシンボルとしての奨学院・淳和院別当のポスト、それに源氏長者の地位の変動を追跡することによつて、中院―久我両家の主導権争いについて考えてみたい。

まず中世前期の奨学院別当・淳和院別当・源氏長者、及び相互の関係については岡野友彦らのまとまつた研究があるが、¹³⁾特に南北朝期、ことに中院通冬に焦点を当てたものではない。今問題としてゐる南北朝期の奨学院別当・淳和院別当、それに源氏長者について考える場合は、この三者をセットとして考えるよりも、一応別々のものとして扱ふほうがよい。それらが個々に任命されるからである。

いまそれらの補任状況を『公卿補任』によつて関係時期に限つて調べてみよう。まず淳和院別当と奨学院別当で

ある。

淳和院別当

〈中院通冬〉 暦応2・12・27任——康永3・8・9辞（暦応4・1・14に一旦辞、翌康永1には復任）

〈六条有光〉 康永3・9・5任（通冬替）——同年12・29辞

〈中院通冬〉 康永4・1・6任——文和3・閏10・25辞

〈久我通相〉 文和3・11・12任——延文1・7・21辞

〈堀川具信〉 延文1・8・5任——同年11・7辞

〈久我具通〉 延文1?任——延文2?辞

奨学院別当

〈中院通冬〉 暦応3・7・18任——暦応4・1・14辞

〈久我長通〉 暦応4・1・18任——暦応5・2・29辞

〈中院通冬〉 暦応5・3・28任——康永3・8・9辞

〈六条有光〉 康永3・9・5任（通冬替）——同年12・29辞

〈中院通冬〉 康永4・1・6任——文和3・閏10・25辞

中院通冬とその時代（森）

〈久我通相〉 文和3・11・12任——延文2? 辞、

他方、岡野は源氏長者の一覧表は特別には作成していないが、同様に『公卿補任』等に所見する源氏長者の任免記事をかきあつめると、源氏長者の任免についてはとりあえず以下のように整理することができる。

源氏長者

〈久我長通〉 暦応4・1・18任——暦応5・2・29 辞

〈中院通冬〉 暦応5・3・28任——康永2? 辞、

康永4・1・6任——貞和2? 辞、

〈久我通相〉 文和3・11・12任——文和4? 辞、

文和5・8・10任——延文2? 辞、

三つの職の南北朝期における性格については個々に検討する必要があるが、いまは立ち入らない。三つの職が常にセツトでなかったことは、六条有光が両院別当であった時期に彼は源氏長者ではなかったことに明らかである。ここで注目すべきは、この三つの職が基本的には中院通冬と久我長通・通相父子との間で頻繁に交代している点であって、そのことは同時に中院家と久我家との間で同職が激しく争奪されたことを物語っている。互いにライバル関係にあった中院―久我両家はこうした争奪戦を日常的に行っていたのである（康永三年後半期に庶家の六条有光が「通冬の替」として両院別当に就任した背景については別途考察の余地あり）。こうした中院―久我両家の主導権争いの激化

は、公武政権と緊密な関係を取り結んだ久我家に対抗する立場にある中院通冬を南朝に走らせる誘因となったものと考えられる。

②南朝時代

(i) 南朝への転身の契機

中院通冬が南朝に走ったのは観応二年（一三五二）一月のことである。そのときの通冬の官位は、大納言・正二位であった。「公卿補任」の観応二年の項に以下のようにみえる。

〔史料14〕⁴⁴⁾

大納言 正二位 中院源通冬^{三十七} （観応二年）
十二月廿六日参南方。

通冬が南朝に参じたのには理由があった。正平の一統である。正平の一統とは、正平六年（観応二、一三五二）一月末より翌七年閏二月にかけての半年たらずの期間、南朝が北朝を廢し、京都を制圧したことをいう。足利尊氏・義詮父子は後村上天皇に降伏して南朝に帰順する形をとったが、それはあくまで観応擾乱の余波といふべき事態であり、足利父子の目的は政敵足利直義を討つための便宜的措置にすぎなかった。それでも北朝に不満の公家たちがこうした事態を自らの劣勢挽回のためのまたとない絶好のチャンスとみたとしても一向に不自然ではない。彼らは家

督・嫡流の地位をめぐる一門内で骨肉の争いを演じていたのである。大和賀名生に本拠をおく南朝は、北朝の叙位・任官を廃止する一方で、南朝に参加した公家に盛んに官位を与えたので、これを契機に南朝に鞍替えする北朝公家もかなりの数にのぼる。正平六年一二月に北朝から南朝へ参じた公卿として以下のような面々を史料から拾うことができる。

①中院通冬（大納言）②洞院公泰（前権大納言）③洞院実守（前権大納言）④西園寺実長（権中納言）⑤今出川公冬（参議）⑥中院親光（前参議）⑦冷泉定親（前参議）⑧中御門宗重（前参議）⑨御子左為明（非参議）

この時期に南朝に走った北朝公家には、こうした公卿と呼ばれるような上級公家ばかりでなく、参議以下の中下流の公家、さらには法曹や儀礼などを家職とする文筆系の吏僚たち、さらには僧侶や神官など宗教界に身をおく者も含まれていたに相違なく、全体のなかでみると右掲の面々はいわば「氷山の一角」にすぎない。こうした多くの北朝所屬者たちの南朝への鞍替えは、北朝はもとより室町幕府にとっても支配体制上の大きな危機と捉えられたろう。こと中院通冬についてみると、すでに南朝の重鎮としてその舵取りをしていた同門の北畠親房（当時五九歳）や後村上天皇の側近として正平の一統で重要な役回りを演じていた中院具忠の誘いもあったかもしれない。

(ii) 南朝時代

次に、通冬にとって果たして南朝は居心地のよい楽天地であったかどうかについてみよう。『太平記卷三〇』に「一

吉野殿与義詮朝臣御和陸事、并諸卿被參事」というくだりがあり、後村上天皇と足利義詮との和陸のこと（つまり正平の一統）およびそのさい南朝に参じた公卿たちに関する記事がある。いま必要最低限の範囲で引用する。

〔史料15〕⁽⁴⁵⁾

（大和賀名生に参じた多くの公家・僧侶・神官たちの名を連ねたのち）我前ニト馳セ参リケル間、サシモアサマシク、イヤシケナル賀名生ノ山中、花ノ如ニ隠映シテ、イカナル辻堂温室風呂ニモ、幔幕ヲ引ヌ所ハナシ、今参候スル諸卿ノ叙位転任ハ、悉ク持明院殿ヨリナサレタル官途ナレハトテ、各一級一官ヲ貶セラレケルニ、三条源大納言通冬卿ト御子左中納言為定計ハ、本ノ官位ニ復セラレケル、是ハ吉野殿へ内々音信ヲ申サレシニ依テ也、

右の記事は、その中に二条良基・近衛道嗣・久我通相らも吉野へ参じたことと記されているなど誤記も認められて、そのまま信用することはできないが、注意すべきは、多く官位を貶せられた多くの公家たちのなかで、通冬は北朝が与えた「本ノ官位」を認められたと記されている点である。その理由として『太平記』は通冬が吉野殿、つまり後村上天皇と内々に通じていたからだとして記している。

ここで本官のままという措置が事実かどうかを確認してみよう。洞院公賢の日記「園太暦」観応三年（正平七、一三五二）正月五日条に、以下の記事がみえる。

〔史料16〕⁽⁴⁶⁾

五日、(中略)、

南方御所叙位事

今日於南方御所、被行叙位云々、但非御前儀、無聞書、後日局務大外記師言送之、

(中原)

(中略)

從二位 源通冬

(中略)

正平七年正月五日

これによって通冬が叙されたのは「從二位」であったことがわかる。南朝に参ずる前の位は「正二位」であったから、先の『太平記』のいう「本ノ官位」のうち、位については明らかに誤りということになる。では北朝での「大納言」の官はどうなったであろうか。実は通冬が南朝で任ぜられた官職が「權中納言」であったことは次に示す『園太曆』観応三年正月一七日条の記事によって知られる。

〔史料17〕⁽⁴⁷⁾

十七日、天晴、入夜命院通冬卿入来、謁之、窮冬廿六日参著南方御所、今月五日退出、被任權中納言歟者、其間山

中式談之、所詮於不参之輩者、可断官位望歟、預種々勅定、剩可議奏之旨、以前勅定云々者、彼御所快然體也、

この日、通冬は京都の洞院公賢のもとを訪れ、南朝に帰して間もない身辺状況を公賢に語っており、そこで南朝か

ら補された官職は「権中納言」であったことを明言している。要するに総じていうと、南朝に参じた通冬を待ち受けていたものは、「大納言・正二位」から「権中納言・従二位」への明らかな格下げという予想外の厳しい処遇であった。南朝では優遇されるものと意気揚々と鞍替えした通冬には、まさに出鼻をくじかれた格好である。こうした待遇に甘んじざるを得なかった通冬にとって南朝は居心地のよい政治空間であったはずはあるまい。この記事ではいまいつ、通冬が京都の洞院公賢を訪問していることからみて、南山―京都間の往来は表むき誠められていたにもかかわらず、わりと自由にできたことに留意すべきであろう（このことは洞院実守についてもいえる）。

観応二年（一三五二）一二月に南朝に移った中院通冬の、京都の北朝―室町幕府の政治社会における扱われ方には注目すべきものがある。一つは、『公卿補任』によると、通冬は南朝に転じたのちも、位階は没する貞治二年（一三六三）まで「正二位」のまま（後述のように没前日に従一位に叙される）、官職は文和三年（一三五四）閏一〇月二五日に「辞退」⁴⁸するまでの間「大納言」のまま、辞退ののち死没までの間「前大納言」と記載されている点である。この措置は北朝側の通冬に対するある種の優遇と考えられるので、あるいは北朝はいつの日かの通冬の北朝復帰を想定したうえで、こうした措置をとったのかもしれない。要するに、通冬の南朝への転身は北朝にさほど深刻に受け止められていないのである。

もう一つは、室町幕府の法廷にかけられた中院家関係の土地訴訟にかかわることであるが、関係史料は次に示す足利義詮御教書である。

源大納言家雜掌申尾張国徳重保^{五箇郷}地頭職事、申状遣之、渡部三郎左衛門入道并潮田已下輩濫妨云々、早停止彼妨、来月十五日以前一円可沙汰付雜掌、若令違犯者、任事書、可致沙汰之状如件、

観応三年七月廿七日

足利義詮
(花押)

土岐右馬権頭殿

尾張守護土岐頼康

中院通冬家の雜掌が、家領尾張国徳重保^{五箇郷}地頭職を渡部左衛門入道と潮田已下輩が濫妨するのを足利義詮の指揮する法廷に提訴、これに関して足利義詮が渡部以下の濫妨停止と同地頭職の中院家雜掌への渡付を尾張守護土岐頼康に命じた御教書である。足利義詮がこうした御教書をもって所務沙汰権を中心に振るうようになるのは観応二年半以降であるが、右の文書もそうした義詮の所務沙汰権掌握過程のなかの一コマである。ここで中院通冬に即して注目すべきは、この文書の日付が「観応三年七月廿七日」であること、つまり通冬はすでに南朝に鞍替えして以降のものであることである。中院の当主通冬の身は南朝にありながら、こうした所領訴訟が室町幕府の法廷で続けられているのである。通冬の子息通治（通氏）は当時七歳の幼児であり、この子息も南山に父と一緒に祇候していた可能性も高い。こうした一見珍妙な事実は、通冬の特異な北朝における立ち位置を考慮しないと理解することはできない。このことは先に述べた『公卿補任』の、京都を離れていた時期における表記の問題と通底していると考えられる。

〔…〕「新待賢門院七七忌御願文」

中院通冬の関係史料を編年に並べてみると、(史料18)(観応三年、一三五二)のすぐ次に来るのは、正平一四年(一三五九)六月一五日新待賢門院(阿野廉子)七七忌願文である。⁵⁰⁾この間の約七年にわたる期間における通冬の動静は全く不明で、通冬にとっては文字どおりの空白の時代と言つてよい(もともと南朝時代の通冬関係史料は乏少)。しかし北朝ではこの間の文和三年閏一〇月二五日に道冬は大納言・奨学淳和両院等別当を辞した事になっており(史料には「辞退」と表記されるが、実質的には解任であろう)、入れ替わつて久我通相(長通の子)が同一一月一二日源氏長者・奨学淳和両院別当に就いている。⁵¹⁾それまで北朝で許容的に扱われていた通冬の待遇に大きな変動があったに相違ない。さらに南朝では、正平九年(文和三)四月に強力な支柱北畠親房が没したとされる。こうしたことから通冬の動向に少なからざる影響を与えたことは十分に考えられる。

さて、中院通冬と阿野廉子との関係である。後醍醐天皇の寵妃で、後村上天皇の時代には南朝の運営に大きな影響力をもつた新待賢門院阿野廉子が五九歳で没したのは、正平一四年(延文四、一三五九)四月二九日であったが、その七七忌日にあたる同年六月一五日に中院通冬は、供養のための願文をしたためたのである。ここでの通冬の位署は「別当正二位行大納言兼右近衛大将」となっており、ここから当時通冬が南朝で、「別当」(通冬が所属する一品内親王家の別当か)・「大納言」・「右近衛大将」(右大将)のポストにあったことが知られる。

この通冬の願文はかなりの長文なので引用を控えるが、要点だけ述べると、まず「一品内親王家」が両界曼荼羅や

各種の經典を奉納したことを前置きして、廉子の菩提に資するためにこの七七忌仏事を勤修するとの趣旨を述べる。供養の本文を読むと、並んでいる供養のための美辭麗句の陰に、「万乘之皇后、一人之親母」〔後村上〕である廉子が「正平十二之曆中秋九月之候」、つまり正平十二年（延文二、一三五七）九月に出家したこと、「不及耳順一年」、つまり六〇歳に一年及ばない五九歳でもって没したことなど、廉子の生涯を考える上での重要情報が秘められている。

この史料についての解説によれば「一品内親王家（惟子内親王）の仰せを承つて中院通冬が書いた奉書」〔53〕とされている。「一品内親王」はここでは惟子とみなされているが（『大日本史料』六編二二、五五八頁注も同様）、その根拠は明らかでない。そこで皇室系図たる「本朝皇胤紹運録」〔54〕をみると、確かに後醍醐の皇女の一人に「惟子」（その母は阿野廉子）がいるが、他方同じ後醍醐皇女に「宣政門院〔一品内親王惟子〕」〔母後京極院〕と記載される「権子」（その母は藤原禧子）もいるし、今のところ「一品内親王」の実名を確定することは困難というほかない。

阿野廉子については、『園太暦』などによれば、廉子は南朝で「皇后宮」となり（「女院小伝」は興元年間とする）、正平六年（一三五二）二月には新待賢門院という院号が贈られた。廉子は院号宣下のものち、正平七年から同九年にかけての時期に数点の令旨を残している。それらは山城の祇園社に祈禱を命じたり、大和の西大寺の所領を安堵するといったような内容のものであり、その姿は源頼朝なきあとの、かの尼将軍北条政子を彷彿とさせる。いわば廉子は南朝の女帝であった。

ここでの問題は、中院通冬と阿野廉子の関係である。通冬は廉子の七七忌願文を書くほどなので、むろん彼が文筆

を得意としたこともあるが、両者の関係には並々ならぬものがある。両者の年齢をみると、まず廉子は没年の正平一四年（一三五九）に五九歳ということから逆算すると、その生年は正安三年（一三〇一）であることがわかる。正和四年（一三一五）生まれの通冬との年齢差は一四歳となる。確たる裏付け史料はないけれども、通冬が南朝に走った観応二年末が廉子の活動期に含まれることから考えると、通冬の南朝帰参の背後に廉子の慫慂があったのではないかという推測も成り立とう。この推測をふくらませると、その後も廉子は南朝における通冬の一定度の後見人的存在であった可能性も十分に考えられ、要するに通冬の南朝における政治的立場は、新待賢門院廉子―一品内親王のラインで支えられていたのかもしれない。

この論法でゆくと、逆に正平一四年（一三五九）四月の廉子の卒去は、通冬を支える後見人がいなくなったことを意味し、それが通冬の南朝退去、北朝復帰という新しい展開につながったという見方もあながち不自然ではない。通冬の南朝退去には、次に述べるような武家軍勢の南朝攻撃という軍事的要因も考慮しなければならぬが、彼の退去が廉子亡きあとわずか半年後の正平一四年一〇月であったことを思うと、通冬の北帰は廉子の死去と連動しているのみで一向に不自然ではない。

なお、大阪府河内長野市の観心寺（宗派は真言宗）は一時後村上天皇の行宮となったほど南朝との関係が深い寺であるが、「観心寺文書」に右述の阿野廉子卒去後の墓所の設定に関わる通冬の発給文書が二点残存している。⁽⁵⁾ いずれも正平一四年の、観心寺々僧中にあてた中院通冬御教書であるが、南朝における通冬の活動を具体的に知ることで

きる希有の史料である。そこでは通冬は「右大将」と記され、内容的には、南朝と観心寺との深い関係をベースにした、楠木正儀（正成の子息）などと通冬との政治上の関係をうかがわせる。

③北朝への復帰とその後

(i) 北朝への復帰の契機

阿野廉子が没して約半年後、新たな事態が持ち上がる。洞院公賢は、日記『園太暦』延文四年（二三五九）十一月一日条に以下のような記事を書き付けている。

〔史料19〕⁵⁶

一日、天晴、今日聞、東国軍勢畠山入道（国清）以下数万騎上洛、国清入道去月廿三日到著尾張熱田宮、相待遲參軍勢云々、南方上下聞此事周章歎、卿相雲客望帰降人廿人許云々、就中源大納言（宗隆）通冬卿已上洛、有仁和寺辺云々、或又聞此事、南方主（後村上）可幸天王寺、山名（時氏）・楠木（正徳）以下可発向京都之旨支度云々、両分紛紜之説、不能信用事歎、関東地方を統括する幕府機関である鎌倉府の主帥足利基氏に近仕する関東管領畠山国清（法名国誓）が、東国の軍勢数万騎を率いて上洛し、前月にはすでに尾張熱田宮まで到達しているとの情報である。また南朝では上下が周章し、北朝へ帰降を望む南朝の卿相雲客が二〇人ばかりいるだとか、後村上天皇が摂津天王寺まで出向いており、山名時

氏・楠木正儀らの南朝武将が京都攻撃の支度中だとか、種々の緊迫した軍事関係の情報が入り交じっていることが知られる。注目すべきは、中院通冬がすでに南朝を離れて上洛し、京都西郊の仁和寺辺に移っているとの情報である。日記の日付は十一月一日だから、通冬が南朝を離脱したのはおそらく一〇月末ころのことであつたらう。

いったい関東管領畠山国清は何のために上洛したのであるうか。このことについては『太平記卷三四』のなかの「一 畠山道誓禪門上落事」が、以下のように説明している。

〔史料20〕⁵⁷⁾

思ノ外ニ世ノ中ノ閑ナルニ付テモ、両雄ハ必ス争フト云習ナレハ、鎌倉左馬頭〔鎌倉公方足利基氏〕、宰相中将トノ御中、何様不快ナル事出来ヌト人皆危ク思ヘリ。之ヲ聞キ、畠山道誓禪門〔國語〕、左馬頭ニ向テ申サレケルハ、「故左大臣殿御早逝ノ後、天下ノ人皆連枝〔基氏兄弟〕ノ御中、始終何様御不快ノ御事候ヌト怪シミ思テ候ナル、……、道誓誠ニ不肖ノ身ニ候ヘトモ、且ク大将ノ号ヲ御免有ヘキニテ候ハ、東国ノ勢ヲ引率シ京都へ罷上、南方へ発向シ、和田・楠木ヲ責落シ、天下ヲ一時ニ定テ、宰相中将殿ノ御疑ヲ散シ候ハ、ヤ」ト申サレケレハ、左馬頭コノ儀誠ニ可然トテ、早く東八ヶ国ノ勢ヲ催テ、南方ノ敵ニ発向スヘシトコソ宣ヒケル、……延文四年十月八日、畠山入道〔通冬〕、武藏ノ入間河ヲ立テ上洛スルニ、……

要するに、畠山国清が上洛する目的は南朝征伐であつた。そのわけは、鎌倉公方足利基氏が將軍足利義詮に対して異心を差し挟んでいるという噂を打ち消すためと説明している。国清は南方討伐のため大軍の將として「東八箇国の

勢二十万騎」を率いて、京都に到着したのは延文四年一月、翌月には幕府軍は南軍を攻撃した。国清の軍兵が神社仏閣を乱暴したこと、その悪行は前代未聞で高師泰の狼藉に百倍したと『太平記』は記す。

この畠山国清の大軍の上洛と南朝側での波紋については、右大臣（当時）近衛道嗣の日記「後深心院関白記」（愚管記）延文四年一月五日条にも関係記事がある。注目すべき点があるので以下に引く。

〔史料⁵⁸21〕

五日、雨晴、畠山修理権大夫入道（俗名）為征伐南方、引率東国大勢上洛、近日可入洛云々、此七八个年間参仕南

方月卿雲客等、大略「可」（補入）帰洛云々、前源大納言通冬卿已入華云々、

この記事は内容的に「史料20」と大きな違いはなく、畠山国清の近日上洛と中院通冬のすでの帰洛とを伝えているが、注目すべきは「此七八个年間参仕南方月卿雲客等、大略「可」（補入）帰洛云々」の部分である。延文四年から数えて「此七八个年間」というと、観応二―三年より以降のこととなり、となると、正平の一統で多く南朝に移籍した月卿雲客たちはこの機会に多くもとのサヤに納まるような気配であることを伝えている。「可」字の挿入はこれからそうなりそうだというニュアンスを含んでいるとみてよからう。

要するに、中院通冬の北朝への復帰は、延文四年に生起した後見人たる阿野廉子の死没と、畠山国清の南方征伐とを契機としたみて大過ないように思われる。こうして、観応二年（一三五二）一二月から延文四年（一三五九）一月までの、正味八年足らずの中院通冬の南朝時代は終焉を迎える。

(ii) 復帰後の動向

右にみたように、中院通冬の北朝への復帰は延文四年一〇月末頃のことと考えられるが、次に示す「園太暦」延文四年一二月一三日条によると、復帰後一カ月半ほど経ったこの日、通冬は前関白洞院公賢を訪問している。

〔史料22〕⁵⁹⁾

十三日、天晴、入夜前源大納言^卿来、去十月廿五日出洛、武家免状不経旬日^{細川清氏}相州申沙汰送之、公家出仕事又預御免、而本領安堵事、雖申入候不及沙汰、無心元之由談之、

この日夜に入って洞院公賢を訪問した通冬は、以下のことを公賢に語っている。記事の語るところを箇条書きに整理しよう。

- ① 京都に出て来たのは、延文四年（一三五九）一〇月二五日であること。
- ② 「武家免状」とは武家政権による復帰の承諾書、赦免状であろうから、通冬の復帰は幕府の承認を受けていること（幕府管領の相州細川清氏がこの件に関与した点は注意してよい）。
- ③ 「公家出仕事」、つまり北朝への出仕についても「預御免」、許可を得たこと。
- ④ ただし、「本領安堵」、つまり中院家の本領安堵については、すでにその申し入れはしているがご沙汰は下りておらず、ために心もとない思いでいる。この場合の沙汰権者は後光厳天皇であろう。同天皇の綸旨による本領安堵の申請をしたものと思われる。

この記事で最も興味深いことは、北朝・幕府は、通冬の古巢への復帰とともに表面的には認めてはいるけれども、「本領安堵事、雖申入候不及沙汰、無心元之由談之」と述べられるように、かといって完全に許容しているわけではない点である。通冬が南朝に走った前歴をすべて水に流しましょうとは言っていない。いみじくも近衛道嗣が発した言葉のように、北朝公家の「南北往来」は北朝首脳部の矚覺を買っていた。⁽⁶⁰⁾それは通冬にとっては一種のペナルティであったと言つてよい。

しかしこうした孤立同然の通冬に、やがて後光厳天皇は最小限の援助の手をさしのべている。「中院文書二」に以下の二通の後光厳天皇綸旨が残っている。

〔史料⁽⁶¹⁾23〕

加賀国額田庄并加納八田庄、如元管領不可有相違之由、天氣所候也、仍言上如件、

延文四年十二月十九日

(万葉小路開榜)
右兵衛佐(花押) 奉

進上

(通冬)
中院前大納言殿

〔史料⁽⁶²⁾24〕

上野国如元可令知行給之由、天氣所候也、仍言上如件、行知誠恐謹言、⁽⁶³⁾

康安元年九月二日

(平行知)
右中弁(花押)

進上

(通冬)
中院前大納言殿

〔史料23〕は、延文四年（一三五九）一二月、中院通冬に対して加賀国額田荘ならびに加納八田荘を安堵するもの、また〔史料24〕は康安元年（一三六一）九月、同人に対して中院家が数代にわたって相伝してきた上野国の知行を安堵するもの（建武五年に光厳上皇が通冬に上野国の知行を安堵したことは前述。〔史料10〕参照）である。⁶³ 孤立無援の状況にあった通冬が次第に北朝社会に受容され始めたことを示しているよう。

このような政治環境にあった通冬が、なお一層深く北朝社会に溶け込もうと考えたとしても一向に不思議ではない。通冬は次代を担う子息の将来に期待をかけた始めたと思われる。そのために通冬がまず考えたのは嫡子通治の改名であった。延文五年（一三六〇）正月のことで、時期的には先述の〔史料23〕と〔史料24〕の間に位置するのであるが、『園太暦』延文五年正月九日条に以下のような記事がある。⁶⁴ 中院通冬は洞院公賢に書を遣わし、もと南朝祇候の息通治を通氏と改名させようとして公賢に諮った。通冬の言うところは、「通治」の文字について「反音字不宜候、曩祖通氏卿長男名字候、無子孫候、強不可有巨難歟之由存候」、つまり「治」字が反音でよろしくないし、中院家祖の通方の長男に「通氏」がいたが、⁶⁵ その子孫には同名はないので巨難はないかという理由である。この嫡子改名の背後には、通冬の南朝との絶縁意識と自らの子孫への期待があったものと考えられよう。

かくして、中院通冬は人生の終焉の時を迎える。当時三九歳で前内大臣であった三条公忠の日記「後愚昧記」貞治二年（一三六三）閏正月二五日条である。

廿五日、後聞、今夜亥刻許、前大納言源通冬^{中院}卿卒去^{年冊}云々、自去年八月比煩虚氣、終以入滅、丞相（大臣の

こと）事款望、然而遂無勅許、今朝叙一品^{宣下}云々、此卿去文和、年逃脱參南方^了、而先年^{此四五年}自京都

^改無改南方之刻、又降參京都了、進退不落居、可謂無念、但於器用者、當時今程仁も可謂希有歟、聊嗜学之人

也、丞相事無上首、然而自南方依降參、無其沙汰云々、

後日、此卿一品宣下事、相尋按察^{三卷}實繼卿之処、返事云、閏正月廿五日宣下到来、即他界了、實儀廿四日夜

子刻也、仍贈位歟之由、有不審之輩之由風聞、事儀不可然之由、可被書上宣旨日付之由申入了、其儀^三治

定歟之由所相存也、内記局所注置追猶可相尋之、實繼為宣上下卿者、

この記事は中院通冬の卒伝だけあつて殊に興味深く、関係記事のなかでは質量ともに傑出していて、この記事だけからでも通冬の生涯の沿革を素描することができるほどである。内容を整理すると次のようになる。

①前大納言中院通冬は貞治二年閏正月二五日夜刻（午後一〇時ころ）に没した（当初の情報）。享年四十九歳。去年八月ころより「虚氣」（体の衰弱する病氣）を煩い、それが死につながった。

②通冬は「文和、年」（実は観応二年（一三五二）一二月）に南方へ離脱し、「先年」（実は延文四年）東国軍勢の吉野攻撃の直前に北朝に帰参した。

③通冬の「進退不落居」（南北を往来したこと）は無念といふべきである。しかし通冬の器用（才能）には希有

のものがあり、通冬は「嗜学之人」(学問好きの人)だ。

④「丞相(大臣のこと) 事款望、然而遂無 勅許」や「丞相事無上首、然而自南方依降參、無其沙汰云々」から知られるのは、通冬は頻りに「丞相」のポストを望んだが勅許されることはなかったこと、当時北朝の朝廷で丞相のポストには通冬を凌ぐような人材はいなかったのに、通冬の南朝参仕の履歴がネックとなつて、ついに昇進させてもらえなかったということ。

⑤通冬は死去に際して「一品」(正確には従一位)に叙された。

⑥後日談によると、その一品宣旨の日付をどうするかで議論があつたそうだ。宣下上卿三条実継のもとには「閏正月廿五日 宣下」が届いたが、没時刻が実は「廿四日夜子刻」だったので、没後の二五日とはせず(つまり贈位の形はとらず)、一日繰り上げて二四日としたとのこと。

すでに他の史料によつて知られた事実も含まれているが、通冬の生年を正和四年(一二一五)とみなす根拠である①、通冬の知的な人となりを彷彿させる③、通冬が北朝帰参後に大臣のポストを望んだが(つまり名誉欲の持ち主であつたが)、許されなかつたこと、その理由が南朝に参じた前歴だつたことなどがわかる④はまことに興味ふかい。さらに⑤と⑥から窺われる一品宣下の微妙ないきさつは、その日付の繰り上げが北朝朝廷の、冥土へ旅立つ通冬に対するせめてもの「はなむけ」であつたことを思わせる。

六 おわりに―中院通冬を通して知られること―

九八八

以上、中院通冬という名の一人の公卿の歩みを通して見たように、日本の一四世紀史の大半を覆う動乱と社会変革の時代は、いろいろな社会階層に属する多くの人々の生き方を急展開させた。古代以来日本社会の支配階層の最高にして中核的な部分を担ってきた、主として京都に拠点を置く公家たちもその例外ではなく、多くの公家たちがこの一四世紀史のなかで生きるか死ぬかの厳しい選択を迫られたことは想像に難くない。

動乱の一四世紀史は、南北朝の動乱をその主たる内容としているが、この動乱は歴史の舞台にこれまでにない規模で多くの人々を登場させ、そのなかからこの時代を象徴するような個性的な人物が少なからず現れ、歴史上の重要な業績を残し、新しい時代を切り開いた。

本稿では、この動乱のなかで大きく変貌した公家世界の一角を照らすために、中院通冬という村上源氏の流れをくむ上級公家の人生をたどった。一口に公家といってもその階層はピンからキリまであるし、こと公家だけに限ったことではないけれども、公家の家はどこもそれなりに一門内部に家門や家督をめぐる抗争の種を抱えていた。その抗争の芽は、南北朝の争いを機に拡大化・表面化し、大きく二つの敵対勢力のいわば裾野を構成していた。そのさい南北対立への関わりも決して一様ではなく、多分に深刻なものから便宜的なものまで多種多様であったはずである。

本稿でみた中院通冬の場合、どちらかといえば便宜的な関わりであったとみてよい。中院家は同じ村上源氏のなか

で久我家との主導権争い、嫡流・正統をめぐる争いを演じてきており、通冬の南朝帰参はその勝利を得るための手段であったのである。

中院通冬の官歴をみると、その幼少時代はまだ両統（持明院統・大覚寺統）対立が顕著化する以前であったためか、さして昇進のさいにさしたる党派性を感じられない。しかし両統対立が顕著化すると、通冬の父祖はどちらかといえば持明院統（のちの北朝）に近い行動様式をとっている。通冬が光厳朝下の元弘元年に一七歳で検非違使別当に補され、公家政治の世界に初めて足を踏み入れたのはそういう事情からであろう。

南北朝時代になると、中院通冬は当初北朝公卿として行動したが、公武政権のなかでなかなか官位の上昇も思うままかせず、ために一門のライバルといふべき久我家との主導権争いでもはばかしい成果が得られず、観応二年の南朝による天下統一¹¹「正平の一統」を千載一遇のチャンスとみた通冬は、南朝への転身を決断した。

しかし転身はしたものの、現実はそう甘いものではなく、年月が経つにつれての南朝勢力の衰退は覆うべくもなかった。そこで通冬は後見人的存在であったとおぼしい阿野廉子の死去と関東管領畠山国清軍の南方攻撃を機に、延文四年、再び古巣の北朝への帰参を決意した。これまで北朝朝廷は離脱後の通冬に許容的な態度をとり、在南朝時代もその官爵を削らずにいたが、久我家の手前、無期限にというわけには行かない。通冬にとって北朝朝廷で久我家に水をあけられるきっかけとなったのは、通冬が文和三年（一三五四）閏一〇月二五日に「大納言・奨学院淳和院等別当」を解任されたことであろう。¹²これを追うように同年十一月一二日権大納言久我通相（長通の嫡子）が「氏長者并奨学

淳和兩院別当」となっている。⁶⁸久我家が「中院流正統」の地位を確立するのは文和三年久我通相の兩院別当就任からだとされる所以である。足利尊氏・義詮父子による共同執政体制の確立過程に照らしてみると、あるいは足利義詮の執政体制整備の進捗と関係するのかもしれない。

延文四年、北朝に復帰した通冬を待っていたのは、南北を渡り歩いたものに対する北朝重鎮たちの冷やかまなざしであった。通冬はこれを払拭しようと努めたが、さしたる効果はなかったようである。貞治二年（一三六三）閏正月二五日没、四九歳。この通冬の南走という判断は彼の人生にとって失敗だった模様である。通冬が期待した子孫による再興もその後の中院家の衰運をみると十分に果たせなかったようである。その象徴的なできごとが伏見宮貞成親王の日記『看聞日記』応永二五年（一四一八）三月八日条にみえる。⁷⁰それは、通冬の孫通守が困窮のあまり春日祭の上卿の役目をつとめることができないという理由で小刀で喉元をかき切って自害したことである。前述したように、中世天皇史上の傑物後嵯峨院を世に出した中院家の、過去の輝かしい栄光と現実の度を過ぎた困窮ぶりととの大きなギャップが、この自刃の引き金となったことは疑いない。

最後に、中院通冬とは何かということと簡単にまとめると、鎌倉末期に村上源氏の名門中院家の嫡流に生まれたものの、動乱の南北朝時代に遭遇して、家門の繁栄を期して北朝から南朝に転身したが、思いを果たせず、やがて古巣への傷心の復帰を余儀なくされた、いわば時代に翻弄された悲運の公卿ということになるか。

註

(1) 史料纂集『園太曆五』一八頁。

(2) 大日本古記録『建内記四』八二頁。

(3) 昭和五〇年(一九七五)九月に角川書店から、「季刊論叢日本文化I」として刊行された林屋辰三郎『内乱のなかの貴族―南北朝『園太曆』の世界―』は同様な視点から、同時代人の洞院公賢を素材として論じたものである。なお同書は平成二七年(二〇一五)七月に、吉川弘文館から「読みなおす日本史」シリーズの一冊として、『内乱のなかの貴族―南北朝と『園太曆』の世界―』と題して復刊された。こと中院通冬に関連する研究では、その日記「中院一品記」の書誌に即した研究として、山本信吉「『中院一品記』原本の書誌的考察」(『日本歴史』641、平成一三年(二〇〇一)一〇月)があるにすぎない。

(4) 吉川弘文館『国史大辞典10』六二六頁、川田貞夫執筆。

(5) 『和歌文学大辞典』(昭和三七)一九六二(一)一月、明治書院)に付録の「勅撰作者部類」。

(6) 日本古典文学大系『神皇正統記』(岩波書店)一六一―一六二頁。中院祖の通方と後嵯峨天皇との関係について述べる『愚管抄』の一節に、以下のようなくだりがある。

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院。諱ハ邦仁、土御門院第二ノ御子。御母贈皇太后源通子、贈左大臣通宗ノ女、内大臣通親ノ孫娘ナリ。承久ノミダレアリシ時、二歳ニナラセ給ケリ。通親ノ大臣ノ四男、大納言通方ハ父ノ院ニモ御傍親、贈皇后ニモ御ユカリナリシカバ、収養シ申テカクシヲキタテマツリキ。十八ノ御年ニヤ、大納言サヘ世ヲハヤクセシカバ、イト、

中院通冬とその時代(森)

九九一

無頼ニナリ給テ、御祖母承明門院ニナムウツロヒマシ（昭平）ケル。二十二歳（昭平）ノ御年、春正月十日、四条院俄ニ晏駕、皇胤モナシ。連枝ノミコモマシマサズ。（下略）

こうして邦仁の出番となるわけであるが、右の記事中の「大納言通方ハ父ノ院ニモ御傍親、贈皇后ニモ御ユカリナリシカバ、収養シ申テカクシ（昭平）ヲキタテマツリキ」の部分は、たまたま血縁上の関係から中院通方がこの存在感のない皇子邦仁を密かに扶養していたことを意味している。

- (7) 護良親王令旨の奉者としての中院定平については、拙稿「大塔宮護良親王令旨について」(『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年一〇月) 一五〜一七頁参照。他にも関係史料が散見し(例えば、『太平記巻一七』の「鬼切被進日吉事」のくだり。『西源院本 太平記』(刀江書院、昭和十一年(一九三六)六月)五〇〇頁。延元元年一〇月ころ)に「…此外、妙法院ノ宮(尊澄)ハ御舟ニ被召レテ、遠江国へ落サ給フ。阿曾宮ハ山臥ノ姿ニ成テ吉野ノ奥ニ忍バセ給フ。四条中納言隆資卿ハ紀伊国へ下リ、中院少将定平ハ河内国へ隠レ給フ」とみえ、また大日本古文書『観心寺文書』九四頁に延元三年正月七日中院定平自筆願文がみえる。また元弘三年後半期の、中院定平の証判活動については、拙稿「建武政権と九州」(『九州中世史研究』2『昭和五五年(一九八〇)一二月)一二二〜一二三頁、および一七五頁註(56)参照。

- (8) 正平一統における中院具忠の活動は、例えば「園太暦」観応二年一月五日条(『園太暦四』三九〜四〇頁)あたりに詳しく。

- (9) 懷良親王側近としての中院義定については、三浦龍昭「征西府における人的基盤」(『征西將軍府の研究』青史出版、二〇〇

九年十一月) 四七〇五三頁参照。

(10) 史料纂集・村田正志校訂『花園天皇宸記一』一九〇頁。

(11) 大日本古記録『後愚昧記一』五四頁。

(12) 国史大系『公卿補任二』五二三頁。中院通冬は元徳元年(一三二九)正月五日に非参議・従三位に叙任され、「公卿補任」に初登場する。

(13) 註(12)に同じ。なお左から右に転ずるのは通例からすると逆行といわざるを得ず、あるいはそこに何らかの事情があったのかも知れない。

(14) 『公卿補任二』五二六頁、『尊卑分脈三』五一四頁。

(15) 『花園天皇日記』元弘元年十月別記』一〇月五日条。『花園天皇宸記三』二三〇頁。

(16) 『公卿補任二』五四〇頁。

(17) 『公卿補任二』五四五頁。

(18) 『醍醐寺文書』。『鎌倉遺文41』三一八四四 検非違使庁廻文案。『大日本古文书 醍醐寺文書二』(二三四頁) 検非違使庁廻文案。

(19) 『醍醐寺文書』。『鎌倉遺文41』三一八四二 中院通冬添状案。『大日本古文书 醍醐寺文書一』(三九六頁) 中院通冬副状案。

(20) 元弘元年九月の光厳天皇踐祚とともに始まる後伏見上皇院政については、筆者はかつて『花園天皇宸記』元弘二年二月二日
中院通冬とその時代(森)

日条などをふまえて、

四十歳代の半ばにさしかかって、ふつてわいた治天下の地位を得た後伏見上皇は政務に対する旺盛な意欲をみせている。院評定・文殿の訴訟制度をはじめ、雑訴法・評定・越訴・庭中の式日などを整備することによって政道の刷新に尽力するとともに、神事の興行にも積極的に取り組むなど、後醍醐朝におとらぬ緊張感と政治意欲をうかがうことができる。

と評価したことがある（小著『建武政権』講談社学術文庫、二〇一二年六月、一一三頁）。

- (21) 中井裕子「検非違使別当の人事からみる鎌倉後期の朝廷」〔日本史研究〕528、二〇〇六年八月。
- (22) 註(21)中井論文四三頁。
- (23) 『公卿補任二』五四六頁。
- (24) 『公卿補任二』五五二、五五四頁。
- (25) 『公卿補任二』五五六頁。
- (26) 『公卿補任二』五六〇、五六二頁。
- (27) 『公卿補任二』五六八頁。
- (28) 関係史料は『大日本史料』六編四、八九七〜八九八頁に掲載される。また、同様に貞和四年四月、甲斐国を洞院公賢の知行としたことについては「園太暦」貞和四年四月二二日条にみえる（『園太暦二』三四二頁）。
- (29) 『公卿補任二』五七一頁。

- (30) 東京大学史料編纂所影写本「中院文書二」。なおこの文書は『大日本史料』に収録されていない。
- (31) 註(30)と同じ。
- (32) 平凡社『日本歴史地名大系23 愛知県の地名』(一九八一年一月)二五〇頁「徳重保」項によると、中院家もつたのは地頭職とする。
- (33) 通冬の按察使兼任時点については「師守記」康永三年六月二二日条裏書所載の「元亨四年^以来按察使事」の最末尾に(「師守記二」一七一頁、「通^冬卿 暦応三年十一月廿日兼按察使給^于時權中納言左衛門督^從二位」とあり、これに従う。なお『公卿補任二』五七九頁が同年「五月廿日」とするは誤り。
- (34) 『公卿補任二』五七五頁。
- (35) 『尊卑分脈三』五一四頁。
- (36) 「中院一品記」暦応三年七月一日条。『大日本史料』六編六、二〇八〜二〇九頁。
- (37) 暦応年間の初頭における通冬の淳和院別当就任時点については、『公卿補任二』五七五頁に「(暦応二年)十二月廿七日為淳和院別当」とある一方で、同書五七九頁では「(暦応三年)正月三日補淳和院別当」とあり、異同ないし錯乱が認められる。
- (38) 図録『特別企画展 中世の人と美術』(大和文華館、平成二七年(二〇一五)八月)五五頁。
- (39) 『公卿補任二』五七九頁。
- (40) 『西源院本 太平記』六八三〜六九九頁。

- (41) 『公卿補任二』 六〇二頁。
- (42) 昭和五七年（一九八二）一月刊『久我家文書』（発行・国学院大学、発売・統群書類従完成会）。このうち本稿に関係するのは第一巻。
- (43) 岡野友彦『中世久我家と久我家領荘園』（統群書類従完成会、平成一四年（二〇〇二）一〇月）の第二章「中世前期の久我家と源氏長者」、『源氏と日本国王』（講談社、二〇〇三年一月）、堅月基「鎌倉・南北朝期の源氏長者」（『日本歴史』 610、一九九九年三月）、松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』（吉川弘文館、平成二五年（二〇一三）二月）第二章「源氏長者独占体制の成立過程」。
- (44) 『公卿補任二』 六三二頁。
- (45) 『西源院本 太平記』 八五九頁。
- (46) 『園太暦四』 九九頁。
- (47) 『園太暦四』 一〇二頁。
- (48) 『公卿補任二』 六四四頁。
- (49) 東京大学史料編纂所影写本「中院文書二」
- (50) 願文は『大日本史料』六編二三、五五八～五六〇頁。『群書類従29』三七六～三七七頁に収録。
- (51) 『公卿補任二』 六四四頁。

(52) 関係史料は『大日本史料』六編二二、五五六―五六四頁に収録。この願文は現在一つの独立した文書として扱われているが(岩波書店『国書総目録四』七二四頁)、もともと「観心寺文書」に含まれていたとしても一向に不自然でない。

(53) 『群書解題八』(続群書類従完成会、昭和三十六年四月)一九三頁。

(54) 『群書類従五』八六頁。

(55) 『大日本古文書 観心寺文書』九九、一〇〇(九九―一〇〇頁)。

(56) 『園太暦六』三〇六頁。

(57) 『西源院本 太平記』九六六頁。

(58) 『後深心院関白記一』三六九頁。

(59) 『園太暦六』三二五頁。

(60) よい例として、近衛道嗣の洞院実守に対する批評が「後深心院関白記」応安元年三月六日条にみえる(『後深心院関白記三』二二二頁)。前関白近衛道嗣は、洞院公賢の弟実守が南朝に参じながら公賢の孫公頼(貞治六年五月一〇日没)、子実夏(貞治六年六月一日没)が没するたびに洞院家門を取得しようとする南朝を離れ京都に出没したことに対して、「南北之往来、頗非忠貞之儀乎」と手厳しく批判した。

(61) 東京大学史料編纂所影写本「中院文書二」。『加能史料 南北朝Ⅱ』一五三頁。

(62) 東京大学史料編纂所影写本「中院文書二」。『南北朝遺文 関東編四』二四四頁。

- (63) 『史料23』に関しては、関係文書が「中院文書二」にある。この繪旨の施行を命ずる内容の、鎌倉公方足利基氏あて康安元年一〇月三日足利義詮御判御教書である。『南北朝遺文 関東編四』二四九頁に収録。
- (64) 『園太暦七』一三三～二四頁。
- (65) 『尊卑分脈三』五一三頁に掲載されている。
- (66) 『後愚昧記一』五四頁。
- (67) 『公卿補任二』六四四頁。
- (68) 註(67)に同じ。
- (69) 松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』(吉川弘文館、二〇一三年二月)二七〇頁。
- (70) 『図書寮叢刊 看聞日記二』一九九頁。『看聞御記上』一三二頁。

中院通冬略年表

	年月日	西暦	月	日	事項	出典	備考
1	正和4年月日	1315			●誕生。父前権大納言正二位通顕、母白拍子明一。(1歳)	公卿補任二 p.523	光厳天皇1313年生、北畠顕家1318年生
2	正和5年1月5日	1316	1	5	叙降。(2歳)	公卿補任二 p.523	
3	正和5年閏10月4日	1316	⑩	4	叙従五位上。	公卿補任二 p.523	
4	文保2年3月25日	1318	3	25	叙正五位下。*後醍醐天皇の践祚は文保2年2月26日、即位は同年3月29日。	公卿補任二 p.523	
5	元亨2年12月25日	1322	12	25	任左少将。	公卿補任二 p.523	
6	元亨4年1月5日	1324	1	5	叙従四位下。(10歳)	公卿補任二 p.523	
7	正中3年3月8日	1326	3	8	転左中将。	公卿補任二 p.523	
8	嘉暦2年7月16日	1327	7	16	叙正四位下。	公卿補任二 p.523	
9	元徳1年1月5日	1329	1	5	叙従三位、左中将如元。(15歳)	尊卑分脈三 p.514	
10	元徳1年6月28日	1329	6	28	渡右。	公卿補任二 p.523	
11	元徳1年12月28日	1329	12	28	○「花園天皇日記」同日条に「三位中将通冬」見ゆ(通冬の同時代史料上の初見)。	「花園天皇宸記三」p.190	
12	元徳2年2月11日	1330	2	11	任参議。(16歳)	尊卑分脈三 p.514	
13	元徳3年1月5日	1331	1	5	叙正三位。	尊卑分脈三 p.514	
14	元徳3年1月13日	1331	1	13	備後権守を兼ねる。	公卿補任二 p.533	
15	元弘1年10月5日	1331	10	5	任左衛門督・檢非違使別当。(17歳) *光厳天皇践祚は元弘1年9月20日、10月5日除目。	「花園天皇宸記三」p.230、元弘1・10・5、公卿補任二 p.533	
16	元弘2年3月12日	1332	3	12	任権中納言。左衛門督・使别当如元。(18歳)	公卿補任二 p.540	
17	正慶1(元弘2)年9月5日	1332	9	5	使别当中院通冬、檢非違使行禮文を源氏女雑掌と知足院中将入道(実朝)後姪雑掌に通わし、知足院地の事につき来る12日許定に参るべきことを伝える。	正慶1・9・5檢非違使行禮文案	「醍醐寺文書二」p.234
18	(正慶1)9月5日	1332	9	5	使别当左衛門督中院通冬、「伯慶」(資継玉)にあてて「証印申兵衛嶋升来事」につき、「官人草香(中興)状(副具書)」を示す。	(元弘2)9・5中院通冬副状案	「醍醐寺文書一」p.396
19	元弘3年4月23日	1333	4	23	中院通顕(43歳)、伊予忽那重義の忠勤を褒め、「天聽」に達せんことを告ぐ。	「伊予忽那文書」元弘3・4・23中院通顕感状	「鎌倉遺文41」p.242。花刑は中院通

	年月日	西暦	月	日	事項	出典	備考
20	元弘3年4月25日	1333	4	25	中院通顕、伊予親安親の忠勤を褒め、「天聽」に達せんことを告ぐ。	「伊予三島文書」元弘3.4.25 中院通顕感状。「今昔物語」p.742に写真	「鎌倉遺文41」p.242。花押は中院通の日本史9] p.258、花押595「中院通顕」と同一)
21	元弘3年5月17日	1333	5	17	権中納言を止め、本職(参議・右中將・備後權守)に復す。左衛門督・使別當・春宮權大夫を止む。(19歳)	公卿補任二 p.545、546 尊卑分脈三 p.514	「柏州詔命」(後醍醐天皇の命令)による
22	建武1年10月3日	1334	10	3	母の喪にあらう。(復任せず)	公卿補任二 p.552	
23	建武2年11月26日	1335	11	26	参議に遷任する(足利尊氏勳節の替)。左中將を兼任する。(表作權守も兼任か)	公卿補任二 p.556、560	
24	建武3年8月15日	1336	8	15	参議を止める。(左中將・表作權守も辭すか) ◎光明天皇踐祚(北朝の成立)	公卿補任二 p.560、562	
25	建武5年7月20日	1338	7	20	光嚴上皇院宣を中院通冬に下して上野国を知行させる。(24歳)	中院一品記 建武5.7.20	「大日史」6-4、p.897
26	暦応1年9月19日	1338	9	19	任權中納言。	公卿補任二 p.571	
27	暦応1年9月28日	1338	9	28	足利尊氏、「中院内大臣入道」(通顕、通冬父)に書状を遣い、先例に任せて「尾張国徳重保」(名古屋市緑区鳴海町徳重)を管領させる。	「中院文書」(東大史料影写本)	中院通顕は元弘3.5.8出家
28	暦応1年12月29日	1338	12	29	勳授帶劍。	公卿補任二 p.571	
29	暦応2年2月2日	1339	2	2	兼左衛門督。(25歳)	尊卑分脈三 p.514	
30	(暦応2)6月22日	1339	6	22	光嚴上皇、「左衛門督」中院通冬をして、来る27日の御文での御進席に候させる。	「中院一品記」暦応2.6.24	「大日史」6-5、p.573
31	暦応2年12月27日	1339	12	27	中院通冬を淳和院別當となす。	公卿補任二 p.575	
32	暦応3年1月3日	1340	1	3	中院通冬を淳和院別當に補す。(尊卑分脈は暦応2.12.29とする)(26歳)	公卿補任二 p.579	
33	暦応3年4月1日	1340	4	1	叙從二位。	尊卑分脈三 p.514	
34	暦応3年6月29日	1340	6	29	光嚴上皇、「左衛門督」中院通冬をして、淳和院領丹波三井莊を領せしむ。	「中院一品記」暦応3.7.1	「大日史」6-6、p.208
35	(暦応3)7月16日	1340	7	16	関白一条経通、中院通冬の大納言昇進の要望を光嚴院に奏上する(予ぐには動許されず)。	東京大学史料編纂部所蔵分巻5第2・1紙紙(背)	「図録」p.55で藤原重雄持嫡

↑「中院一品記」の残存する範圍(箇所あり)

36	暦応3年7月18日	1340	7	18	権中納言中院通冬を養学院別当・源氏長者となす。	公卿補任二 p.579	『大日史』6-6、p.246
37	(暦応3)9月6日	1340	9	6	北朝、朝命を「左衛門督」中院通冬に伝えて、重暲の御会に参候させる。	「中院一品記」 暦応3.9.8 「守日記」 康永3.6.22 「守日記二」 p.171	『大日史』6-6、p.340 「凶察」p.55で藤原重暲招請
38	暦応3年11月20日	1340	11	20	遷任按察使。(公卿補任が5月とするは誤り)	尊卑分派三 p.514	
39	暦応3年12月27日	1340	12	27	任権大納言。按察使如元。		
40	(暦応4)1月3日	1341	1	3	光明天皇、「按察大納言」中院通冬をして、来る6日の叙位の儀に執事として参候させる。	「中院一品記」 暦応4.1.4	『大日史』6-6、p.554
41	暦応4年1月18日	1341	1	18	太政大臣従一位久我長通を養学院別当・源氏長者となす。	公卿補任二 p.583	
42	暦応5年1月5日	1342	1	5	叙正二位。	尊卑分派三 p.514	
43	暦応5年2月29日	1342	2	29	久我長通、辞職。(養学院別当も辞す)	公卿補任二 p.587	公卿補任二 p.588
44	暦応5年3月28日	1342	3	28	権大納言中院通冬を養学院別当・源氏長者となす。	公卿補任二 p.588	『大日史』6-7、p.86
45	康永2年12月20日	1343	12	20	北朝前内大臣正二位中院通順(通冬の父、53歳)、薨す。(通冬29歳)	公卿補任等	『大日史』6-7、p.828
46	「康永3」4月27日	1344	4	27	足利尊氏、「按察大納言」中院通冬に書状を遣し、「尾張国徳重保」の相伝を了承する。	「中院文書」(東大史料影写本)	
47	康永4年1月6日	1345	1	6	中院通冬を養学・淳和間院別当、源氏長者となす。	公卿補任二 p.602	
48	康永4年7月カ	1345	7		天龍寺の創建につき延暦寺がケラムを付けたとき、中院通冬は「宗論アルベシ」と主張。	「太平記」25	『西源院本 太平記』p.689
49	貞和4年11月1日	1348	11	1	中院通冬、院司別当の一人に加補される。(34歳)	「園大曆」貞和4.11.1	貞和4.10.27 讓位の光明院か
50	貞和5年9月13日	1349	9	13	大納言に転ず。養学淳和間院別当。	「園大曆二」p.496	
51	觀応2年11月	1351	11		北畠親房、准三后となる。	公卿補任二 p.621	
52	觀応2年12月26日	1351	12	26	★中院通冬(大納言正二位)、南方に参す。(37歳) (『太平記30』では「本ノ官位ニ復セラレシケル」とするが(西源院本 太平記) p.859)、実(は降格)	園野友彦「北畠親房」p.275	
53	觀応3(正平7)年1月5日	1352	1	5	中院通冬、南朝において従二位に叙される。任権中納言も同時ならん(実(は降下け))。	「園大曆」觀応3.1.5、「園大曆四」p.99	
54	觀応3年1月17日	1352	1	17	中院通冬、神院公實のもとを前れ、窮冬26日に南朝へ参着したことに、権中納言に任せられしことを誅す。	「園大曆」觀応3.1.17、「園大曆四」p.102	

	年月日	西暦	月	日	事項	出典	備考
55	觀応3年2月21日	1352	2	21	中院通冬(權中納言)、南朝において「新院(崇光院)々司・別当」の一人に補される。	【國大曆】文和1.2.21、 【國大曆四】p.114	崇光天皇は觀応2.11.7 讓位
56	觀応3年7月27日	1352	7	27	足利義隆(長祿守護土岐頼康)に令して、源大納言家(中院通冬) 雄掌の申す徳重保地頭職の事につき、渡部・朝田以下の監助を止め、雄掌に沙汰し居えしめる。	【中院文書】觀応3.7.27 足利義隆御脚教書	通冬子息通氏は當時7歳
57	正平9(文和3)年4月17日	1354	4	17	北畠親房、没す。(62歳) *他に9・5没とする説、正平14年没説あり。	岡野友彦【北畠親房】 p.273	
58	文和3年間10月25日	1354	⑩	25	中院通冬、大納言および養学院・淳和院等別当を辞退する。	公卿補任二D.644	
59	文和3年11月12日	1354	11	12	久我通相(長通の子)を源氏長者、養淳和両院別当となす。	公卿補任二D.644	
60	正平14(延文4)年4月29日	1359	4	29	阿野廉子(新待賢門院)、没す。(59歳)	國大曆等	【大日史】6-22、 p.557
61	正平14年6月15日	1359	6	15	【別当正二位行大納言兼右近衛大将】中院通冬、阿野廉子の七七忌にあたり、供養の願文を記す。*すでに「別当」「正二位」「大納言」「右大将」	【新待賢門院七七忌御願文】 【大日史】6-22 p.538-560	…不次耳順一年…
62	(正平14)7月17日	1359	7	17	中院通冬、觀心寺に「(新待賢門院阿野廉子の)御墓所」河内国小高瀬荘を没す。	【觀心寺文書】7.17 中院通冬御教書、【觀心寺文書】 (大日本古文書) p.99	通冬の官途は「右大將」
63	(正平14)8月6日	1359	8	6	中院通冬、觀心寺に新待賢門院河内国小高瀬荘(朝用分)を「御百日々日以後」没すすることを報告	【觀心寺文書】7.17 中院通冬御教書、【觀心寺文書】 (大日本古文書) p.100	通冬の官途は「右大將」
64	延文4年10月	1359	10		畠山国清東國の軍勢を率い上洛するとの風聞、南朝参仕の公卿多く帰洛するとの風聞あり。	【國大曆】延文4.11.1、 【後深心院開白記】(大日本古記録) 延文4.11.5	此七七八年間参仕南 方月御業客等、大 略「可」帰洛云々、
65	延文4年10月25日	1359	10	25	★中院通冬帰洛し、仁和寺辺にありと云々(45歳)。梶井井に朝廷出仕を許される(武家・公家の御免あり)。ただ本領安堵の事は沙汰に及ばず、「心元無きの由を談す」。	【國大曆】延文4.11.1、同 年12.13、【後深心院開白記】延文4.11.5	
66	延文4年12月13日	1359	12	13	中院通冬、入夜洞院公賢を訪問する。	【國大曆】延文4.12.13	【國大曆六】p.325
67	延文4年12月19日	1359	12	19	後光嚴天皇、中院通冬(前大納言)にあてて編旨を下し、加賀國額田荘并加納八田荘の領掌を元の如く安堵させる。	【中院文書】延文4.12.19 後光嚴天皇編旨	【加能古文書】 p.231
68	延文5年1月9日	1360	1	9	中院通冬、洞院公賢に書を進わし、もと南朝武候の息通宗を通氏と改名させようと諮る。	【國大曆】延文5.1.9	【國大曆七】p.24
69	康安1年9月2日	1361	9	2	後光嚴天皇、中院通冬(前大納言)にあてて編旨を下し、上野國を元の如く知行させる。	【中院文書】康安1.9.2後 光嚴天皇編旨	【南北朝連文 関東編四】p.244

70	康安1年10月3日	1361	10	3	足利義詮、鎌倉公方足利基氏に命じて、中院通冬家雜掌良勝の申す上野国国節の事につき、去月2日後光厳天皇繪旨に任せて雜掌に抄差し居え、先例に任せて国務を全うさせる。	「中院文書」康安1.10.3 足利義詮御判御教書	「南北朝遺文 編四」2977
71	貞治2年間1月24日	1363	①	24	叙従一位。	公卿補任二.0.679	
72	貞治2年間1月25日	1363	①	25	●中院通冬(前大納言)没す(49歳)。	「後愚昧記」貞治2.閏 1.25、尊卑分脈3.0.514	大日本古記録で翻 刻
73	貞治2年5月19日	1363	5	19	後光厳天皇、中院通氏(浦冬息、中院少将)にあてて繪旨を下し、加賀国額田莊并加納入田莊等の管領を「通冬卿去後正月廿三日離文」に任せて、相違なからしむ。	「中院文書」貞治2.5.19 後光厳天皇繪旨	「大日史」6-25、 p.89
74	貞治2年12月19日	1363	12	19	鎌倉公方足利基氏、関東管領・上野守護上杉憲顕に命じて、中院少将家(通氏)家雜掌良勝の申す上野国国節職を「康安元年九月二日繪旨」「同年十月三日御施行」に任せて雜掌に渡付せしむ。	「中院文書」貞治2.12.19 関東公方足利基氏御教書	「南北朝遺文 編四」3143
75	貞治3年4月7日	1364	4	7	関東管領上杉憲顕、「御教書」に任せて、上野国国節職を中院通氏家雜掌に渡付する。	「中院文書」貞治3.4.7 関東管領上杉憲顕施行状	「南北朝遺文 編五」3169
76	貞治3年12月24日	1364	12	24	後光厳天皇、中院通氏(中院中將)にあてて繪旨を下し、上野国を元の如く知行させる。	「中院文書」貞治3.12.24 後光厳天皇繪旨	「南北朝遺文 編五」3233
77	(貞治5)7月12日	1366	7	12	後光厳天皇、「通氏朝臣状(朝具書)」を幕府に伝え、上野諸郷保地頭等の同国国節正税を抑留するを停め、これを中院家雜掌良勝に交付させる。	「中院文書」(貞治5)7.12 後光厳天皇繪旨	「南北朝遺文 編五」3339 宛名 の「民部大輔」は武 家執事西園寺実 後の家司
78	貞治5年9月14日	1366	9	14	將軍足利義詮、鎌倉公方足利基氏に命じて、「今月七月十二日所被仰下 繪旨」を施行させる。	「中院文書」貞治5.9.14 足利義詮御判御教書	「南北朝遺文 編五」3351
79	(参考)応永25年2月10日	1418	2	10	通冬の孫通守、「困窮過法」により「春日祭上御事」勤め難きにより、「小刀を以て陳阮かき切」り自春すと云々。	「看聞日記」応永25.3.8	「看聞日記」p.199、 「看聞御記下」p.132

※月欄の丸囲み数字は閏月を示し、備考欄の「図録」は註(38)でいう企画図録をさす。

